（地方税法の一部改正）

第十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第四号の次に次の一号を加える。

四の二　資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託で次に掲げる要件の全てを満たすものの原委託者（同法第二百二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）が、当該特定目的信託の信託財産に属する不動産（同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る。）を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻す場合における当該不動産の取得

イ　当該特定目的信託に係る信託契約において、資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権（ハにおいて「社債的受益権」という。）の定めがあること及び当該社債的受益権の元本の償還に関する事項として政令で定める事項を定めていること。

ロ　当該原委託者の信託した特定資産（資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。）が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。

ハ　当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き当該原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。

（租税特別措置法の一部改正）

第十八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の三の見出し中「利子」を「利子等」に改め、同条第一項中「その利子」の下に「又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）」を加え、「受ける利子」を「受ける利子等」に改め、同項各号中「利子」を「利子等」に改め、同条第二項中「発行をする者の」を「発行者（特定振替社債等のうち政令で定めるものにあつては、政令で定める者。以下この条（第四項第二号を除く。）において同じ。）の」に、「発行をする者との」を「発行者との」に、「利子」を「利子等」に改め、同条第三項中「利子」を「利子等」に、「発行をする者」を「発行者」に改め、同条第四項第一号中「利子」を「利子等」に、「発行をする者」を「発行者」に改め、同項第二号中「社債等の」の下に「同条第一項の」を加え、同条第五項中「特定振替社債等の利子」を「特定振替社債等の利子等」に改め、同項の表前条第三項の項中「利子」を「利子等」に改め、「振替地方債」の下に「の利子」を、「特定振替社債等」の下に「の利子等」を加え、同表前条第六項の項中

第一項及び前項	次条第一項及び第三項

を

第一項及び前項	次条第一項及び第三項
及び第三条の二	、第三条の二及び第八条の二

に、

第五条の二第一項又は第五項後段	第五条の三第一項又は第三項後段

を

第五条の二第一項又は第五項後段	第五条の三第一項又は第三項後段
利子」と、「当該利子等」とあるのは「当該利子」	これらの規定に規定する利子等」と、第八条の二第一項中「（以下」とあるのは「（第五条の三第三項後段の規定の適用があるものを除く。以下」と、同条第五項中「配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」とあるのは「配当等（第五条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」

に改め、同表前条第十二項の項中

振替国債又は当該振替地方債	特定振替社債等
以下この条	第二号及び第三項

を

利子（	利子等（
振替国債又は当該振替地方債	特定振替社債等
以下この条	第二号及び第三項
利子」	利子等」

に改め、同表前条第二十二項の項中「利子」を「利子等」に改め、同条第六項中「発行をした者で」を「発行者は」に、「利子につき」を「利子等につき第九条の六第四項又は」に、「をしなかつたものは」を「がされなかつた場合には」に、「発行をした者の」を「発行者の」に改め、同条第七項中「利子」を「利子等」に改める。

第八条の見出しを「（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）」に改め、同条第一項中「利子又は」を「利子、」に改め、「）の収益の分配」の下に「又は社債的受益権（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この条、次条、第九条の四及び第三十七条の十五において同じ。）の剰余金の配当（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同項第一号中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、「記録された」を「記録がされた」に、「記録されて」を「記録がされて」に改め、同項に次の一号を加える。

四　振替口座簿に記載又は記録がされた社債的受益権の剰余金の配当（第一号に規定する金融機関の当該記載又は記録がされた社債的受益権の剰余金の配当で政令で定めるものを除く。）でその記載又は記録がされていた期間内に生じたもの

第八条第二項中「利子」の下に「又は社債的受益権の剰余金の配当」を加え、「に掲げるもの」を「又は第四号に掲げるもの（次項において「公社債の利子等」という。）」に改め、同条第三項中「、公社債」の下に「及び社債的受益権」を加え、「利子で第一項第一号に掲げるもの」を「利子等」に改め、同条第四項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に、「又は収益の分配」を「、収益の分配又は剰余金の配当」に改め、同条第五項中「第一項第一号」の下に「又は第四号」を、「利子」の下に「又は剰余金の配当」を加え、「又は収益の分配」を「、収益の分配又は剰余金の配当」に、「のうち」を「又は剰余金の配当のうち」に改め、同条第六項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に、「記録されて」を「記録がされて」に改める。